

## 綾瀬市障がい児者基幹相談支援センター事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第2項の規定に基づき、綾瀬市地域生活支援事業実施要綱（平成18年10月1日施行）第3条第1項第1号に規定する相談支援事業として、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定め、もって地域の相談支援体制の充実を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は、綾瀬市とし、法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者（以下「事業所」という。）に委託して行うことができる。

2 前項による事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「受託者」という。）は、法第77条の2第4項の規定に基づき、厚生労働省令で定める事項を市長に届け出なければならない。

### (対象者)

第3条 この事業の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 市内の事業所
- (2) 市の支援を必要とする障害者、障害児、障害児の保護者及び障害者又は障害児の介護を行う者等（以下「障害者等」という。）

### (事業内容)

第4条 事業内容については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言
- (2) 事業所の相談支援専門員の人材育成
- (3) 事業所と地域包括支援センター等関係機関との連絡調整及び連携強化
- (4) サービス等利用計画案の作成に係る指導及び助言
- (5) 事業所職員及び市民を対象とする研修会等の開催

- (6) 事業所連絡会の開催
- (7) 障害者の権利擁護、差別、虐待防止に関する指導及び助言
- (8) 法第 8 9 条の 3 第 1 項に規定する協議会及び専門部会の運営等
- (9) 総合的かつ専門的な相談支援
- (10) 地域生活拠点事業に係る業務  
(利用料)

第 5 条 相談に係る利用料については、無料とする。

(体制)

第 6 条 受託事業所は、事業所への指導等を効果的に実施するため、社会福祉士、相談支援専門員等の専門的知識を有する職員を配置するとともに、医師、臨床心理士、ピアカウンセラー等の専門的技術を有する者の協力が得られる体制を確保するものとする。

(留意事項)

第 7 条 受託事業所は、事業所、関係機関等と日頃から常に情報交換をするなど円滑な関係づくりに努めなければならない。

- 2 受託事業所は、相談により知り得た当該相談者の身上及び家庭についての秘密を他に漏らしてはならない。ただし、関係機関との連絡調整を行う必要が生じた場合は、相談者及びその家族の同意を得るものとする。

(報告)

第 8 条 受託事業者は、第 4 条に規定する事業の実施状況及び経理状況を市長に報告するものとする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 1 0 月 1 日から施行する。